

北陸地方整備局
記者発表・資料配付

・記者発表	平成16年11月2日
・資料配付	22時00分
日時	

件名	新潟県中越地震における一般国道291号の直轄権限代行による 災復旧事業及び芋川等の直轄砂防による支援について
----	---

取り扱い	発表をもって解禁
------	----------

発表先	新潟県政記者クラブ 新県政記者クラブ
-----	-----------------------

発表概要	別紙のとおりです。
------	-----------

	北陸地方整備局	TEL(代表)025-266-1171	
問い合わせ先	所属	氏名	電話
	企画調査官	栗原 淳一	内線3113
	河川計画課長	守安 邦弘	内線3611
	道路計画課長	中前 茂之	内線4211

新潟県中越地震における一般国道291号の直轄権
限代行による災害復旧事業及び芋川等の直轄砂防によ
る支援について

本日、泉田裕彦新潟県知事から、北側国土交通大臣に対して

「今般の中越地震で大規模に被災した国道291号の災害復旧、流出土砂による天然ダムが問題となっている芋川流域等の砂防事業について、直轄による事業実施も含め、可能な限りご支援をお願いしたい」旨の要請があった。

これを受けて、国土交通省としては、道路法第13条第3項の規定に基づき、国が直轄事業として国道291号の災害復旧事業を実施することとした。

なお、芋川等への直轄砂防の支援についても、直ちに関係機関と調整を行い、早期に実施する方針

平成16年11月2日

山古志村周辺の道路状況図



写真 県道24号大規模斜面崩壊(復旧は相当困難)



写真 国道291号大規模土砂崩落(復旧は相当困難)



写真 県道23号大規模土砂崩落(復旧は相当困難)

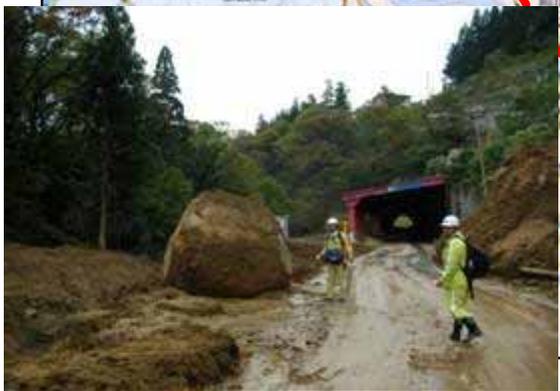


写真 国道291号大規模土砂崩落(応急復旧可能)

災害復旧直轄代行の根拠法及び事例

根拠法

道路法 第13条

前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

- 国土交通大臣は、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、都道府県に代わって自ら指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行うことができる。
この場合においては、国土交通大臣は、あらかじめその旨を当該都道府県に通知しなければならない。

事例

羽越水害（昭和42年8月28日）

芋川流域における天然ダムの状況

